

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 訪問看護ステーションコスモピア donna

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療法人伸生紀 訪問看護ステーション コスモピア donna
所在地	熊本市東区尾ノ上 1-8-8 第二コスモピア熊本 1F
連絡先	(電話) 096-234-6910 (FAX) 096-234-6920
管理者名	稲村 佳恵
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	4360192316 号
サービス提供地域	熊本市全域、上益城郡、下益城郡、菊池郡、菊池市、宇土市、宇城市の区域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
土曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
定休日	日曜日

※24 時間対応体制をとっていますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします

(3) 職員体制

	職務の内容	常 勤	非常勤	計
管理者	運用上の管理	1 名	0 名	1 名
看護師	利用者の健康管理・医療処置・身体介護	1 名	1 名	1.5 名
理学療法士	運動能力の機能回復・社会適応能力の回復	0 名	1 名	0.5 名
作業療法士				
言語聴覚士				

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 096—234—6910

担当 部 署: 訪問看護ステーション コスモピア donna

担 当 者: 稲村 佳恵

受付 時 間: 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

※ご不明な点はお尋ねください。

ご相談については各市区町村でも受付けております。

当事業所以外のサービス内容に関する苦情等相談窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口

〒862—8639（国保連合会専用郵便番号）

熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 熊本県市町村自治会館 5 階

熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課内

TEL : 096—214—1101（専用電話）

受付時間: 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00（正午から午後 1:00 を除く）

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) サービスの利用開始

費用は介護保険負担割合証に記載された割合に応じた負担額となります。利用者の利用負担額については、利用料金表（別紙）をご参照ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 30 日前までにお知らせ致します。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合や当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の

健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

7 事故発生時の対応

- (1) 当事業所におけるサービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ記録を残します。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うこととします。

8 虐待防止に関する対応

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、担当者を設置
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現

に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

10 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、以下の対応を行います。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

11 その他運営に関する重要事項

【守秘義務及び個人情報の保護】従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持いたします。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含みます。

【記録の整備】利用者に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存いたします。

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

住 所： 熊本市東区錦ヶ丘 26 番 11 号

名称・法人種別： 医療法人 伸生紀

代 表 者 名： 理事長 瀬井 圭起 印

【事業所】

住 所： 熊本市尾ノ上 1-8-8 第二コスモピア 1F

事 業 所 名： 訪問看護ステーション コスモピア donna

(指定番号 4360192316)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____印

【ご家族】住 所_____

氏 名_____印

(続柄)

【代理人】住 所_____

氏 名_____印

(続柄)

署名代行理由：

利用料金表【介護保険対象利用者】

介護予防訪問看護（要支援）

		利用者負担料金		
		1 割	2 割	3 割
看護師	20 分未満	303 円	606 円	909 円
	30 分未満	451 円	902 円	1,353 円
	30 分以上～60 分未満	794 円	1,588 円	2,382 円
	60 分以上～90 分未満	1,090 円	2,180 円	3,270 円
理学療法士等	20 分	284 円	568 円	852 円
	40 分	568 円	1,136 円	1,704 円

訪問看護（要介護）

		利用者負担料金		
		1 割	2 割	3 割
看護師	20 分未満	314 円	628 円	942 円
	30 分未満	471 円	942 円	1,413 円
	30 分以上～60 分未満	823 円	1,646 円	2,469 円
	60 分以上～90 分未満	1,128 円	2,256 円	3,384 円
理学療法士等	20 分	294 円	588 円	882 円
	40 分	588 円	1,176 円	1,764 円
	60 分	882 円	1,764 円	2,646 円

加算

支給限度額枠内		1 割	2 割	3 割
夜間早朝加算	6～8 時，18 時～22 時 1 月 2 回目以降	所定単位数の 25%		
深夜加算	22 時～6 時 1 月 2 回目以降	所定単位数の 50%		
複数名訪問加算Ⅰ	30 分未満	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算	1 時間分 30 以上	300 円	600 円	900 円
初回訪問加算（Ⅰ）	退院日（所）に訪問	350 円	700 円	1,050 円
初回訪問加算（Ⅱ）	（Ⅰ）以外	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算		600 円	1,200 円	1,800 円

支給限度額枠外		1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算Ⅰ1	1 月あたり	600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ2	1 月あたり	574 円	1,148 円	1,722 円
特別管理加算	Ⅰ（月 1 回）	500 円	1,000 円	1,500 円
	Ⅱ（月 1 回）	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア加算	死亡月 1 回	2,500 円	5,000 円	7,500 円
エンゼルケア		20,000 円（税込み）		
衛生材料費・交通費※・駐車場料金		実費		
営業日以外の訪問	1 回あたり	所定金額に加えます		

※交通費

熊本市、上益城郡益城町の地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費（実施地域外で 10 k m 以内は 200 円、10 k m 超える毎に 100 円 を加算）が必要となります。